

# 千早赤阪村森林整備計画

## 計画期間

自 2020年(令和2年)4月 1日

至 2030年(令和12年)3月31日

大阪府 千早赤阪村

## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

### II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
  - 3 その他必要な事項
  
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項
  - 2 天然更新に関する事項
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
  - 5 その他必要な事項
  
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
  - 2 保育の種類別の標準的な方法
  - 3 その他必要な事項
  
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
  - 3 その他必要な事項
  
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

#### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

#### 第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

## V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用に推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本村は大阪府の南東部に位置し、東西7.7km、南北8.9kmにわたりその面積は、3,730haである。

東部は奈良県御所市、南部は奈良県五條市、西部は富田林市及び河内長野市、北部は河南町に接しており、大阪市の中心部から30kmの圏内に属している。森林面積は、2,960haで総面積の79%を占めており、都市近郊<sup>かん</sup>に位置することから木材生産はもとより、林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、生活環境の保全等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通して地域住民の生活と深く結びついている。森林資源の状況をみると人工林面積は、2,690haで人工林率は91%に達している。

しかしながら、木材需要の減少や木材価格の低迷に加えて、他産業への林業従業者の流出による林業労働力の不足、経営規模の零細性、林業経営費の上昇等、林業経営をとりまく諸情勢は極めて厳しい状況にある。

この様な現状を踏まえ、本村の森林整備の目標を次のとおり定める。

- ① 森林の持つ保健休養等の公益的機能を高度発揮させることで、府民の身近なレクリエーションの場として広く利用され、また生物多様性を確保しつつ、経済的機能と調和した整備を推進する。
- ② スギ、ヒノキの人工林については、人工林率を92%とし優良材生産を目標とした長伐期施業を進めると共に、伐採、造林、保育その他の森林整備の充実を図る。
- ③ 本地域の森林は、山地災害の防止、水源<sup>かん</sup>の涵養等重要な役割を果たしており、これら公益的機能の維持増進を図るため保安林の整備拡充を行い、その適正な管理並びに適正な施業の実施により森林の保全整備を図るとともにハザードマップの作成等により地域住民の防災意識啓発を図る。
- ④ 森林施業の高度化並びに組織化を図るため林道及び作業道のネットワーク化による生産基盤の整備拡充及び機械設備の近代化による作業の省力化を進め、森林経営計画の策定促進により施業の集約化を図る。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

- 水源<sup>かん</sup>の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
(以下「水源涵養機能維持増進森林」という。)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林を目指して、森林の適切

な維持管理を図る。

- 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」という。）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「快適環境形成機能維持増進森林」という。）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

- 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健機能維持増進森林」という。）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供してくれる森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

- 木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産機能維持増進森林」という。）

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、作業道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目指して、森林の適切な維持管理を図る。

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備に当たっては大阪府が作成した府内の将来の森林のあるべき姿とそれを実現するための技術的手法を示す「大阪府森林整備指針（以下指針という）」に定める「メリハリをつけた林業経営」「防災に配慮した森づくり」「広葉樹などの資源の育成と活用」「多様な森づくり」の4つの目標に向けて指針の内容をふまえて森林整備を実施していくこととする。

村の森林地域を①水越、千早地域 ②奥代、足谷地域の2つの区域に区分し、①水越、千早地域は、金剛生駒紀泉国定公園に指定されており保健休養、風致等の機能の高度発揮を要請されており、府民の身近なレクリエーションの場として広く利用されるよう、経済的機能と調和した整備を推進する。②奥代、足谷地域は、人工林率が最も高い地域であり、森林の持つ公益的機能の確保に配慮した路網の整備を行い、木材生産機能の充実を図る。

今後、森林の有する公益的機能の高度発揮と地域林業の振興につながるような森林として整備を進めていくことが、重要な課題となっている。

このため森林組合等への施業委託を推進し、府林業普及指導員及び関係行政機関との連携をより一層密にして森林所有者や林業従事者に対する技術の普及啓発、助言指導に努めるとともに、森林組合等を通じて、森林所有者への適切な管理の呼びかけ等を行い、地域ぐるみの体制で伐採、造林、保育その他の森林整備を推進する。

また、生産基盤である林道の整備を行い間伐林の搬出コストの低減、森林施業の効率化を図り森林の健全な育成を図るとともに、生産された木材について、地域産材「おおさか河内材」としてブランド化に取り組み、製材業者等と連携した利用促進を図る。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の林家が多いことから、集材機、クレーン付きトラック等、林業機械の導入は十分とはいえない。間伐材の利用度についても低いのが現状である。

したがって、今後はさらに合理化を促進するため林業従事者の確保や、機械作業における技術取得と向上を図り、地域単位での森林施業の共同化を促進する。

また、保育を中心とする森林資源の質的充実に努め、特に間伐を適正に実行し優良材の生産を推進するため、林道及び作業道のネットワーク化による生産基盤の整備拡充を行い、林業施業の高度化並びに組織化を図る。また、共同での森林経営計画の樹立を積極的に促進する。そのためにも、森林組合等への施業委託を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものではない。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ッ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹

本村全体	40	45	35	45	10	15
------	----	----	----	----	----	----

※ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものや伐採を義務付けるものではない

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

### ①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。
- イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。
- ウ 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。
- エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとする。

### ②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

- ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。
- イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するこ



ととする。

ウ 一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下で実施するものとする。

③育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐の時期は下表を目安とする。

単位 : cm

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	(年)
スギ	小丸太	密仕立	16	30
	一般建築材	中仕立	24	40
	造作材	中仕立	32	70
ヒノキ	心持柱材	密仕立	20	45
	造作材	中仕立	34	80
マツ	一般材	中仕立	26	35

3 その他必要な事項  
該当無し。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ等（その他村長が認めるもの）

※定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	密仕立て	4,000

	中仕立て	3, 000
ヒノキ	密仕立て	4, 000
	中仕立て	3, 000

※定められた標準的な植栽本数の範囲を越えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

#### イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	植栽を容易にするため、伐採後の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には、必要に応じて棚積みなどの処理を行うものとする。
植付けの方法	植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行わない活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。
植栽時期	植栽は、春先に行うものとする。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

## 2 天然更新に関する事項

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、コナラ等（その他村長が認めるもの）
ぼう芽更新による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等

※定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 天然更新の標準的な方法

- ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数  
ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

樹種	期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等	10,000本/ha	3	3,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	下層植生や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、地表のかき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について、生育を妨げる雑草木を除去する。
植込み	植込みは天然下種更新の不十分な箇所において行う。なお、植込み樹種は複層林施業に準じて選定するとともに、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	芽かきは目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して行うものとし、伐採後2～3年以内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽かきを行う。

なお、天然更新については5年を超えない期間で確認を行うとともに、保残木およびぼう芽を含む樹高0.3メートル以上の木本類の稚幼樹が、概ね3,000本/ヘクタール以上成立した状態をもって更新完了とする。

ウ その他天然更新の方法  
特になし。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内とし、更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在  
特になし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨

の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	中仕立	3,000	16	21	31	(40)	間伐は、樹冠がうっ閉して林木相互間に競合が生じ始めた時期に開始する。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うものとし、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度	
	密仕立	4,000	16	20	24			
ヒノキ	中仕立	3,000	18	23	35	(45)		

	密仕立	4,000	18	23	29	35	<p>の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが确实であると認められる範囲内で定めるものとします。</p> <p>ただし、地位の良否、植栽本数の多少、生産目標等により時期、回数、間伐率を調整する。</p>
--	-----	-------	----	----	----	----	--

注1) ( ) 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 標準伐期齢以下の間伐の間隔T1=10年、標準伐期齢を超える間伐の間隔T2=15年とする

## 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢										標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下刈り	スギ	○	○	○	○	○	△	△				<p>植栽後、雑草木との競合が終わるまで実施し、実施時期は6月上旬より9月上旬とする。特に繁茂が激しい林分においては2回刈を実施する。</p>
	ヒノキ	○	○	○	○	○	○	△	△			

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢										標準的な方法	
		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
つる切り	スギ	○	○	○									<p>つる類の繁茂が激しい林分において実施し、実</p>

	ヒノキ			○	○	○														施時期は夏期とする。
除 伐	スギ					←	○	→												下刈終了後から植栽木の枝葉が接し合う状態になる頃被圧木、病害虫木、損傷木を対象に数回実施する。
	ヒノキ							←	○	→										

(注) △は必要に応じて行う。

- 3 その他必要な事項  
特になし。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

###### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

###### ① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能維持増進森林は、原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源かん養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、地域の用水源や主要河川等の上流に位置する森林とする。

###### ② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等の施設に近接し急峻な地形を有する森林とする。

###### ③ 快適環境形成機能維持増進森林 該当なし。

###### ④ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基

本として、個々の森林の立地条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とする。

## イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

### ① 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本村全体	50	55	45	55	20	25

### ② 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、又は、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹	クヌギ	その他の広葉樹
本村全体	64	72	56	72	16	24

### ③ 快適環境形成機能維持増進森林・保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の森林蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上など個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
本村全体	64	72	56	72	16	24

2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1に定める。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じて、生産目標に応じた森林整備を推進する。



【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持 増進森林	3、4、5、7、9、10、11、12、13、23、 31、32、33、35、38、39、40、41、42、 43、44、45、46、47、48、49、50、51、 63	1,410.89
山地災害防止/土壌 保全機能維持増進 森林	2、6、8、9、10、11、12、13、14、15、 16、17、18、19、20、21、22、23、24、 25、31、35、36、37、38、39、40、41、 42、43、44、45、46、47、48、49、50、 51、52、53、54、58、59、63	2,275.32
快適環境形成機能 維持増進森林	—	0
保健機能維持増進 森林	47	78.56
その他の公益機能 の維持増進を図る ための森林施業を 推進すべき森林	—	0
木材等生産機能維 持増進森林	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、 12、13、14、15、16、17、18、19、20、 21、22、23、24、25、26、27、28、29、 31、32、33、34、35、36、37、38、39、 40、41、42、43、44、45、46、47、48、 49、50、51、52、53、54、55、56、57、 58、59、60、61、62、63	3,005.36

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持 増進森林	伐期の延長（標 準伐期＋10 年）	3、4、5、7、32、 33	263.21

山地災害防止/土壌 保全機能維持増進 森林 快適環境形成機能 維持増進森林 保健機能維持増進 森林	長伐期施業	2、6、8、9、10、 11、12、13、14、 15、16、17、18、 19、20、21、22、 23、24、25、31、 35、36、37、38、 39、40、41、42、 43、44、45、46、 47、48、49、50、 51、52、53、54、 58、59、63	2, 275. 32
---	-------	---	------------

- 3 その他必要な事項  
 特になし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

府や森づくりサポート協議会等と連携して地域の合意形成を図り、森林所有者から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営管理の受委託を進め、森林施業の集約化と長期の施業受託、森林経営の安定化を推進するものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者から森林組合等の地域の核となる林業事業体への森林経営管理の受委託と併せて、適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、団地化、集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、安定的な木材供給体制の整備と森林の適切な管理を推進する。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

地域の実情に応じた適切な林内路網の整備や高性能林業機械の導入を図るとともに、府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、従事者に対する林業技術研修や労働安全衛生の確保等を進め、就労条件の改善と新規就労者の育成確保を図る。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行できない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

#### 5 その他必要な事項 特になし。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

山への関心を高めていただくため、森林事業啓発団体や農林業イベント等を通じた森林整備の意識啓発を行うとともに、森林施業の共同化を推進していくうえで、積極的に森林組合等への施業受委託を進める。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合等が、地域の森林資源や路網の整備状況、又は地域の地形や地質に応じた最適な路網整備や林業機械の導入計画等に基づく資料等を、地域推進委員を中心に所有者の了解を得るとともに地域の合意形成を図りながら森林組合等の受託施業の拡大を推進する。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

作業道や土場、作業場等の設置、並びに維持管理について、地域の合意形成を図るよう必要事項をあらかじめ明確にしておくこと。

#### 4 その他必要な事項 特になし。

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

作業路網や山土場等、森林の整備のために必要な施設を整備する場合は、用途や安全性、経済性、地域の条件に応じた林業機械による作業システム等を考慮するとともに、現地の地形や地質に即した線形や構造となるよう留意する。また、必要な排水施設の整備を図るものとする。

また、間伐、保育等の森林整備を円滑に推進し、伐木搬出の合理化を図るため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網の開設を推進する。また、木材搬出予定箇所の路網密度については、路網密度の水準の表を参考に開設を進めるものとする。

#### 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 以上	100 以上	135 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 以上	75 以上	100 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上	50 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 以上	60 以上	75 以上
	架線系 作業システム	15 以上	15 以上	30 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 以上	5 以上	10 以上

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

### 3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程、林業専用道作設指針を基本に路網を開設する。

イ 基幹路網の整備計画

該当なし。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」、「民有林林道台帳について」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、基幹路網との関連の考え方や、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

府などと協力して、森林組合等を地域の森林整備の中核的な担い手として育成する。また、林業後継者については、府や大阪府林業労働力確保支援センター等と協力して、新規就労の円滑化や基幹的林業労働者の養成等に努める等、

林業従事者の養成、確保を図る。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来
伐倒	チェーンソー（伐倒）	バックホウ（道開設）
造材	グラップル（集材）	プロセッサー（造材）
搬出	フォワーダ（搬出）	チェーンソー（伐倒・造材）
	トラック（運搬）	グラップル（集材）
		フォワーダ（搬出）
		トラック（運搬）

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

原木市場や木材加工施設を核に、公共事業用土木資材や地域材住宅部材の供給に努めていく。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林整備計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

##### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、森林生態系多様性基礎調査の調査結果によると、本村においてニホンジカの生息は確認されていない

め、現時点においての区域設定はしない。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

該当なし。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

森林病虫害等の被害発生に対し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害について、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行う。特に、歩道沿いや人家裏等、人的被害の恐れがある箇所を優先して対策を実施する。また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで森林の更新を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて防除活動等を総合的かつ効率的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、啓発看板の設置等による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じるとともに、森林の担保性を高めるため、森林保険等保険制度の普及に努める。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし。

5 その他必要な事項

特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

## 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
千早	47	79	75	4	0	0	0	

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源かん養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等、多様な施業を促す。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育施業を積極的に促す。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

自然環境の保全、国土保全及び文化財の保護等配慮しつつ、利用者の意向や地域の実情等を踏まえボランティア団体等とも連携し、ハイキング道や案内サイン、ベンチ等の整備を行うとともに、施設の適切な管理に努める。

## 4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、利用者の安全確保等に留意する。

# V その他森林の整備のために必要な事項

## 1 森林経営計画の作成に関する事項

### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。



- ア. IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ. IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ. IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ. IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
水越川流域地区	1～21・31～33	1,208
千早川流域地区	22～30・34～63	1,754

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地元材の有効利用として、「おおさか河内材」の利用促進、ブランド化を推進し、地元森林所有者とおおさか河内材活用研究会等の関係機関と協議をしながら森林資源の活用を図り、地元材の付加価値を高めることで森林の施業促進及び地域の活性化を目指す。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

特になし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

アドプトフォレスト制度、森林ボランティア団体との協働、企業やNPOの森林整備への参画等、多様な主体による森づくりを促進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

さらに、本地域においては、林業労働力が不足し、高齢化し、木材価格の低迷等、森林施業の多様化が進むなか、林業経営の改善を図るための各種事業の導入、及び造林から生産販売に至るまでの一貫した技術体系の開発等普及に対する要請は、益々増大している。

このため、村と森林組合等が一体となり、府の林業改良普及活動と連携して適切な普及活動並びに、林業後継者の育成及び確保を図り、林業技術の改善と林業経営の合理化を推進する。